

賃貸借契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の趣旨）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って医薬品等申請・審査システムに係る機器一式（医薬品等申請・審査システム（Pegasus）専用端末用パソコン1台、レーザープリンタ1台、その他周辺機器一式、ソフトウェア一式、使用にあたり必要な運搬、搬入、設置・導入、調整、設定、教育、撤去、保守等一式のことであり、以下「機器」という。）の使用を提供し、甲はこれを賃借する。

2 機器は、別紙「機器明細書及び機器設置場所」のとおりとする。

（善管注意義務）

第3条 乙は、機器の設計、施工、移行、教育、研修、図書作成、賃貸借期間満了時の撤去及び保守に係るそれぞれの行為について、情報処理技術等の専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって遂行するものとする。

（設置場所）

第4条 機器の設置場所は、別紙「機器明細書及び機器設置場所」のとおりとする。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

（契約期間）

第5条 賃貸借期間は、令和元年9月1日から令和6年8月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第6条 機器等の賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃借料は、日割り計算によって算定する。た

だし、円未満の端数については切捨てるものとする。

- 3 賃貸借料について、賃貸借期間に1月に満たない端数月を生じた場合は、日割り計算するものとする。
- 4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、歴日数により行うものとする。

(保守及び点検)

第7条 前項の賃貸借料には、機器等の保守及び点検に係る費用を含むものとする。保守サービスの形態はオンサイト保守サービスとし、保守サービスの時間帯は原則として平日の勤務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、特に緊急を要する場合については、この限りではない。

- 2 乙は、甲が機器を常に完全に使用できるよう、その責任において、保守及び点検を行うものとする。
- 3 乙は、前項の保守及び点検を機器メーカー及びソフトウェアメーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器メーカー及びソフトウェアメーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。
- 4 乙は、ハードディスクドライブ交換時には、旧ハードディスクのデータが復元できないよう消去ソフト等で消去したうえで持ち帰ること。

審査の結果、免除となった場合は、第1項を「契約保証金は、免除する。」とし、第2項以下を削除する。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、 円とする。

- 2 乙は、契約終了後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。
- 3 契約保証金には利子は付さないものとする。

(賃貸借料の支払)

第9条 乙は、甲の使用した月分の賃借及び委託料に関する請求書を、翌月10日までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、賃借料を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条の支払期限内に賃貸借料を支払うことができないときは、支払い期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、支払い義務に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8号第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(機器の使用及び管理)

第11条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないほか、別記「個人情報取得特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(保険)

第13条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

- (1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換
- (2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(隠れた瑕疵)

第14条 乙は、機器の貸付中であっても、その隠れた瑕疵については、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第15条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、機器を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員及び使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第17条 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(私的独占の禁止及び公正取引の確保による契約解除)

第18条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第19条 天災その他不可抗力の原因又は第16条第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除されたときは、乙は、月額賃借及び委託料に解除後の当該年度の残月数を乗じて得た金額（残月数に1月未満の期間を含む場合にあっては、1月未満の期間に係る金額は月額賃借及び委託料の暦日数による日割りの金額とする。）の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第20条 甲は、天災その他不可抗力の原因又は第16条第2号の規定によらないで、乙の責に帰すべき事由によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、天災その他不可抗力の原因又は第16条第2号の規定によらないで、乙の責に帰すべき事由によりこの契約を解された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

（受注者による契約解除）

第21条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってその契約の履行が不可能とな

った時には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合において、賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(機器の返還)

第22条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、その限りでない。

- 2 乙は、機器返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去しなければならない。
- 3 機器返還時の撤去に関する全ての費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第23条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(教育及びプログラムのサービス)

第26条 乙は、甲に対し、機器等の操作に必要とする基本的な教育及び基本的なプログラムの提供を無償で行うものとする。

- 2 乙は、前項のサービスを機器メーカー及びソフトウェアメーカーに委託して行うことができる。

(機器の移動)

第27条 甲は、機器を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第28条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知事 中村時広 印

乙
印

